

Ⅲ 調整活動

- 1 調整活動の取組**
- 2 調整活動事例の紹介**

Ⅳ 救済の申立て

- 1 救済申立ての状況**
- * 調査員コラム**

2 調整活動事例の紹介

※プライバシーを守るため、事例は加工して掲載しています。

No.	相談者 対象の子ども 相談項目	相談及び調整の概要
1	保護者 小学生 子どもと教師の関係	<p>学校内での人間関係がうまくいかない子どもに対する担任の理解が、十分ではないと感じている。子どもの特性に応じた対応を学校側に求めてきたが、明確な方針が示されていないとの相談でした。</p> <p>保護者と学校、当機関の3者を交えて話し合いを行った結果、学校と保護者が密に連絡を取り合いながら子どもを支えることを互いに確認し合うことができたため、終了しました。</p>
2	保護者 中学生 子どもと教師の関係	<p>部活動の練習中に先生から誤解を受け、謝罪させられた。事実解明のための話し合いを求めていたが、スムーズに実現しなかった。子どもは、これらのやり取りの中で困惑しているとの相談でした。</p> <p>双方の了解の下、複数回の話し合いの場を持ちました。不適切な対応があったと学校側が認めたこともあり、信頼関係が回復するに至ったため、終了しました。</p>
3	本人 小学生 不登校	<p>転校先の学校で友達ができず孤独感を感じ、登校するのがつらいとの相談でした。</p> <p>子どもと電話や面談により何気ない会話を重ねたり、時には自習の場を提供するなどして、心理的安定を図ることを目指しました。</p> <p>一方で保護者や学校とも情報交換を持ち、子どもが登校できるよう、それぞれの立場で支えていくことを確認し合いました。</p> <p>結果、再登校できるようになったため、終了しました。</p>

Ⅳ 救済の申立て

1 救済申立ての状況

Ⅱ章やⅢ章で述べた相談・調整活動を行う中で、救済申立てを受理したのは3件であり、このうち2件が学校における案件でした。申立てがあった3件は、いずれもすでに解決済みです。

なお、条例第33条第2項に規定する救済委員の自己発意の調査は行っておりません。

また、条例に規定する「勧告」「意見表明」「是正等の要請」は行っておりません。

＊ ＊ ＊

Ⅲ章で述べたように、調整活動には、申立てに基づく「調整」と救済委員の判断による相談の延長としての「調整」がありますが、実際の調整活動にその区別はありません。どのような形にしる、求められれば「子どもの最善の利益」に向かって全力で活動していくことになります。

今後もさまざまな事案に応じて、子どもにとって最も安心でき、最善の利益が図られる方策を関係者の理解を得ながら見出し、権利救済の実効性を確保していく必要があると考えています。

「再びつながり合うために」

子どもの権利調査員 佐々木 一壽

ある調整活動の場面で、当事者同士の話し合いが終了した後に、相談者と相手が共にその場を去り難く、互いに「これからも宜しくお願いします」と立ったままで数十分にわたって話し合っている姿を見たことがあります。

それは見ていて大変気持ちのいいものでした。

当初、相談者は相手に「謝罪」を求めていました。そして話し合いの中で、「事実確認」「問題点の共有化」という段階で相手から一定の謝罪がありました。しかし、相談者はそれを終点にしませんでした。相談者は相手に対して「これからも宜しくお願いします」とあいさつしました。相手もまた、「これからも一緒に頑張ろうね」とあいさつを返したのです。

この場面のストーリーを描いたのはだれだったのでしょうか。アシストセンターではありません。相談者だったのでしょうか、それとも、相手側だったのでしょうか。それぞれが願っていたことはあったでしょうが、共同のストーリーを描いていたわけではないと思います。でも確かなことは、まるで（共同の）ストーリーがあったかのように好ましい結論に落ち着いたということです。

そこには、一時のトラブルがあってもその後もまた相談者と相手は関係を続けていくという事実に見つめた洞察があったのではないかと思います。そして、一方的な相手への叱責や自己保身は健全な関係づくりに有益にはならないとする謙虚な姿勢があったと感じます。これはアシストセンターが目指す解決の道筋を示してくれた場面でした。話し合った最後に、それぞれにダメージを与えて得るものは何もないという当事者の思慮深さを見る場面でありました。

それにしても、どうしてもこういう関係をつくることのできたのだろうと当事者の真摯な姿勢に感心します。間違いなく、相談者と相手は、一度崩れた人間関係を自らの手で回復したいと願っていたのだと思います。「アシストセンターが願っていることは何？」と問われれば躊躇なくこの例をあげます。

上記のような例のとき、アシストセンターはただそばに付き添っているだけです。アシストセンターの出番はありません。当事者が話し合う場面の設定をただけです。解決の力はアシストセンターにあるのではなく、当事者間にあったのだと思います。考えてみればこれは当たり前のことかもしれません。本来、当事者が話し合うということは、問題を乗り越えて前へ進むためのものでありましょう。話し合った結果がそれぞれにダメージを与えることが予想されるなら話し合わない方がいいのかもしれませんが、しかし、いつもこの例のように望ましい形で進むわけではありません。現実には容易ではありません。

白黒をつけたい…、どうしても謝罪を…、友達関係が回復しなくてもいい…、関係は作りたくない…こういった考えからなかなか抜けることのできない場合もあり、調整に入る身としては、戸惑いを感じることもしばしばです。確かに、一度崩れた・壊れた友達関係・人間関係はそう簡単に回復するものではありません。また、心の傷が深ければ話し合うことだけで簡単に先が開けてくるわけでもないでしょう。しかし、当事者が面と面を正対して話し合うことの中にしか解決の道がないことも確かなことでもあります。その話し合いの中で小さなつながりができればそれは友達関係・人間関係の回復の契機（きっかけ）になるはずで、その契機を大切に、信頼関係を確かなものに積み上げていくことが大切ではないかと思います。一時のトラブルが、懐かしい思い出に変わるときがきっとあるはずで、

ですから、辛抱強く、

「解決の力は当事者間にある」

「アシストセンターができることは話合いの環境を作ることである」

「アシストセンターは善悪の審判者ではない」

ということを訴えていきたいと考えています。

最後に、調整活動に入るということは当事者、そして私たちアシストセンターがともに成長するという視点が大切なのではないかと思われます。自分の考えに執着するという性（サガ）を乗り越えて自分を変えていくという姿勢がないと望ましい結論は見えてこないように思います。

まさに、調整活動とは「人と人をつなぐ活動」であると考えています。

「問題が生じたときの対応こそ大切」

子どもの権利調査員 増谷 康博

昨年4月から子どもの権利救済機関の調査員となって1年が過ぎました。この間、子どもあるいは保護者からのさまざまな相談がアシストセンターに寄せられました。その中でも救済の申立てに至ったものや相談者と関係者との環境作りを手伝う調整活動を行った相談も数多くありました。そして、救済の申立てや調整活動を行った事例から、私自身が感じたことをお話ししたいと思います。

- 1 救済の申立てや調整活動を行う事例（以下「申立て・調整事例」といいます。）は、ほとんどが学校内の問題であり、かつ、先生や学校との関係の問題であること。
- 2 申立て・調整事例の当初の問題は、子ども同士のいじめの問題だったり特別な対応が必要な子どもへの扱い方だったり、どこの学校でも起こりうるし起こっている問題であること。
- 3 上記の問題が申立て・調整事例に移行するのは、子どもあるいは保護者が求めていた結果が実現しなかったことへの不満ではなく、多くが問題に対する先生及び学校の対応への不満であること。
- 4 申立て・調整事例であっても、先生及び学校の迅速かつ丁寧で親身な対応によって解決が図られる事例が多いこと。

これはあくまで例ですが、いじめの問題で悩んでいる子どもが、担任の先生に相談したとします。担任の先生はあまり真剣に取り合ってくれず、今度からよく注意をするから、という対応しかしてくれません。子どもはまたいじめを受け、担任の先生に相談します。でも先生は、クラス全体としての取り組みやいじめをしているとされる生徒への指導等の積極的な対応はしてくれません。いじめがなくなる子どもと保護者は、担任の先生から校長・教頭にも相談します。校長・教頭は担任と一緒に対応すると回答しますが、問題は解決しません。何度も子どもと保護者は学校に対処を願います。ここで、学校が何度も相談に来る保護者にへきえきし、乱暴な応答や親身でない対応をしたとすると、保護者は学校に対して不信を抱き、その不信は一気に学校への不満に代わります。さらに、学校の対応が遅延しはじめると、さらに不満は増幅し、問題はいじめの問題ではなく先生・学校自体の問題へと複雑化し、そして事案の解決は困難になります。

いじめとは、いじめを受けていると感じている子どもの立場に立って考えていく必要があるの

は言うまでもありません。確かに、いじめかどうかははっきりしないことも多いでしょう。もしかすると、単なる子ども同士のトラブルに過ぎず、子ども同士の関係の中で解決させた方が良くても多いかもしれません。しかし、いやな思いをしている子どもがいるなら、その子に寄り添って気持ちを聞き、一緒に対処する努力が先生・学校には求められているのだと思います。それが、その子どもに寄り添っていないと思わせるような対応になってしまうと、学校への不信・不満が募り、ただでさえ傷ついている子どもは、さらにその傷を深めていきます。

また例えば、先生が勘違いあるいは間違っている子どもに注意したり叱責したりした場合、子どもは先生にその訂正と謝罪を求める場合があったとします。この時、先生が素直に間違いを認めず、あるいはそんなことを気にするな等の不適切な対応を行うと、子どもの先生に対する不信が強まり、不登校に陥ることもあります。この場合も子どもや保護者から対処を求められた学校が適切な対応、すなわち、まずは過ちを認めるということからの対応をせず、学校の体面や先生のメンツばかり優先させると学校自体に対する問題へと発展し、関係が一層こじれていきます。

アシストセンターへの申立て・調整事例に至ったものでもこれに類似したケースがありました。ただそのような場合でも、アシストセンターからの要請に学校が迅速に、かつ、子どもの気持ちに寄り添った対応をしてくれると、子ども及び保護者の学校に対する不信がなくなり、問題の解決が図られることも多くあります。

これらのことから大切なことと思われるのは、問題を生じさせないことより（問題が生じないことはあり得ない。）、生じたときの対応がいかに大事か、また、最初の対応が間違っている場合でもその次の対応いかんによって解決が図られるのだ、ということです。

人は、完璧ということはありません。失敗は必ずだれにでもあります。でも、大切なことは、失敗したときの対応なのだ、ということをおもひこめて強く感じた1年でした。